

# あしたの風

編集・発行：男女共同参画あきたF・F推進員、大湊村

2024.11発行

## ジェンダー平等はいつになったら!?



F・F推進員 柏 雄子

私たちは「男らしさ」「女らしさ」といった価値観をどこで学習するのだろうか。男女平等が世界最低レベルの日本を変えるには、一つ目は家庭、二つ目は学校、三つ目はメディア、四つ目は社会である。家庭で植えつけられた「らしさの種」が、学校で芽を出し、メディアから水を与えられ、社会に出るころには立派に花開いていた。

日本は他国に比べ、ジェンダー平等への取り組みへのスタートも、その歩みも「遅い」男女差別は人権問題だと声を上げるが、差別されても声を上げない日本人は女性への差別的な状況に慣れすぎている。男性中心の社会構造から脱却する「構造的な変化」が重要だが、十分な対策が取られず、効果が表れていないとみる。選択的夫婦別姓も導入も実現しておらず、ハラスメントを明確に禁止する法も制定されていない。「格差を解消し、ジェンダー平等を下支えする法的枠組みも弱い。」

毎日、毎朝、続きが楽しみで、見る度に胸がスカッとした、「虎に翼」は百年も前の話なのに今に通ることが余りにも多く、今の日本が法的にもジェンダー不平等であることが、丸見えになってしまった。「とらつば」はたくさんの女性達を間違いなくエンパワーメントしてくれた。近頃のメディアでは珍しい力のあるドラマだったと感じた。

### <これからの事業予定>

「虎に翼」を語る会

日時 12月21日土曜日

午後1:30~3:00

場所 健康館

男女共同参画講座

日時 2月16日 日曜日

午後1:30~3:00

場所 健康館(予定)

講師 秋田大学教授 和泉 浩 氏

# ジェンダー平等への軌跡2024年

秋田F・F推進委員 西2丁目 近藤 正

今年2024年はジェンダー平等の未来への扉が開かれたといえるような画期的な一年となりました。同時に大きく立ち遅れている状況に変わりなく、改めて課題に気付かされた年でした。気になる項目をご紹介します。



## 【同性婚を認めないのは憲法違反！】

2024年3月14日札幌高裁は、同性婚を認めていない民法と戸籍法は憲法24条(両性の本質的平等)1項(婚姻の自由)2項(個人の尊厳に立脚した法制定)、14条1項(法の下での平等)に違反するとの判決を出しました。10月30日東京高裁も同性婚を認めない民法と戸籍法は「合理的な根拠がなく、差別的な取り扱い」として(24条2項、14条1項に)違憲と判断しました。人の命や尊厳に関わる問題で同性カップルも法的保護の対象に含まれるべきで、現状では多くの不利益を被っていると判断し、国会に法整備を促す内容でした。一審では2021年3月の札幌地裁以降、「憲法違反」2件、「違憲状態」3件、「合憲」1件となり、2審では「憲法違反」2件となりました。

## 【間接差別の初判決！】

2024年5月13日、東京地裁はガラス最大手AGCの子会社に「男性が大部分を占める総合職だけに家賃補助をするのは」「事実上男性のみに適用される福利厚生で、女性に不利益を与え」、男女雇用機会均等法の「間接差別」にあたり「違法」と認定し、会社に慰謝料含む賠償を命じました。原告は一般職の女性。一人で地域の労働組合に加入し会社との交渉に10年以上取り組み2020年からの裁判で判決を勝ち取りました。その後、団体交渉で一般職への社宅制度(家賃の8割を会社が補助)の充実を実現。「間接差別」を初認定した画期的な判決でした。

## 【選択的夫婦別姓の問題と総選挙での国民判断！】

今年6月18日、経団連は旧姓の通称使用拡大による別姓導入を先送りするのはリスクであり選択的夫婦別姓の早期実現をと提言しました。10月27日投票の衆議院選挙では、一つの新聞報道を発端に「政治とカネ」の問題が主要な争点となりましたが、忘れてならないのが同時に争点となったジェンダー平等、特に「選択的夫婦別姓」を進める議論でした。総裁選挙や首相発言も注目され、特に若者が関心を示した点は記憶に新しいところです。新閣僚への女性登用率の後退も生じました。衆議院選挙の公開討論では「別姓を選択できないのは、女性に対する間接差別」との意義深い知見も示されました。選択的夫婦別姓が最重要争点となったことは画期的で、閉塞の中に潜んでいた問題を国民が広く知れば、確実に時代を進める力となることが示されたと思います。

## 【国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の勧告】

2024年10月29日、ジュネーブで行われた国連女性差別撤廃委員会は政府に対しジェンダー平等の取り組みをもっと進めるよう総括所見を発表しました。4度目の勧告の選択的夫婦別姓への法整備や、初めて勧告された沖縄の米兵による性暴力の防止など、幅広い分野で改善が勧告されました。日本が大幅に遅れている現状が客観的に示された“勧告”の一部を挙げてみます。

- 選択的夫婦別姓は、法案審査も終えすぐに実現可能なのに日本政府は「これまでの勧告に対し、なんの行動もとられていない」
- 女性差別撤廃条約選択議定書「批准に向けて時間がかかりすぎ」で、「独立した国内人権機関も必要」。
- 女性の管理職比率引き上げ、専門職女性を増やす特別措置が必要。
- 男女の賃金格差は「依然として大きい」、「女性のパートや低賃金労働の割合が高い」、「出産や育児で職務上差別を受けている」、「女性の家事労働の負担が多い」、「中小企業にも男女賃金格差の公表義務が必要」。
- 家事労働者の権利保障を定める国際労働機関(ILO)条約の批准を。
- 政治分野での男女共同参画推進法の強化、女性の立候補時の供託金減額などの暫定措置。男女差別を専門に取り組む省庁がない、政府の助成政策への市民社会の関与が不十分。
- 性と生殖に関する健康と権利(SRHR)では、人工妊娠中絶薬の費用引き下げ、母体保護法を改正し配偶者同意の要件を削除すべき。
- 沖縄の女性に対する在日米軍兵士の性暴力防止と加害者への処罰(初の勧告)。
- 性暴力防止と被害者のための保護施設や支援体制の充実
- シングルマザーや高齢女性の貧困対策
- 差別について包括的に定義する法律がない
- 男女の役割分担や固定観念の払拭への取り組み強化
- 所得税法56条の改正で、家族経営における女性の労働を認めること



などです。ジェンダー平等は「まず気づくこと、身近にできることから」やその基の“リスペクト”が重要ですが、加えて人格権や人権、個人の尊重、個人の自己決定権に関わる社会的な課題も大きく、政府の責任と積極的な実行が急務です。その意味で労働時間の短縮や社会保障の充実、男女共同参画社会の実現のためにも重要性を増しています。

私個人としては、農業による環境汚染、飲料水・食品中の農薬残量と発達障害の関係、給食のオーガニック化と無償化を秋田の子ども達にや、見えにくいDV問題など、個人の尊重と未来の人権や環境に関心があります。

女性差別撤廃条約の批准から来年40年です。これからも、農業で国民の命を育む村から世の中の進歩に参画していきましょう。

# 「虎に翼」の「はて？」のお話

秋田F・F推進員 藤村 幸

私が大潟村に来てから約25年が経ちました。生まれも育ちも秋田市、サラリーマン家庭に育ちました。農家の友人がいないという環境でしたので、大潟村での生活は「はて？」の連続だったように思います。最初に「農家」という大きな壁にぶつかったのは「お金」の問題でした。初めての農作業の後、春から秋にかけて働いたのち、「はて？私の給与はいつ支払われるのか？」と疑問を持ちました。収穫の秋、年末まで待つて聞いてみたのですが、返ってきた答えは「毎月渡している」でした。そうです、毎月の生活費が私の給与だったのです。「家族経営協定」の記事を目にしました。どこに聞けばよいのかも分からず、あの頃の私は理不尽でモヤモヤとした気持ちを抱えていました。

朝ドラ「虎に翼」は、猪爪寅子の人生を描いたドラマです。「女性の幸せが結婚だけなのか」という疑問から始まり、女性が自分らしく生きる難しさを、時にコミカルに、また現実の裁判を思わせるような描写も交えながら描かれています。現代においても解決されていない問題が鋭い視点で描かれ、テレビの前で涙した日もありました。劇中では、憲法第14条「全ての国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分、または社会的関係において差別されない」が何度も掲げられ、寅子は女性の権利を訴えるだけでなく、植民地、障害者、同性愛など、マイノリティとされる人々にも寄り添い、大きな壁に向かって挑む姿を「はて？」という言葉の切り口と共に見せてくれました。

婦人会では盆踊りで「寅と翼」の仮装で参加しました。きっかけは前年の「女性模擬議会」、さらに今年の「フレミズとの合同研修」で秋田裁判所を見学し、「模擬裁判」を体験したことでした。私たちは手作りの「六法全書」を持ち、背中には「住み継がれる元気な大潟村～未来の子どもたちのために～」という60周年のスローガンを掲げての参加でした。

「虎に翼」とは無敵を意味しますが、男女共同参画においては、現実在即した課題や悩みにも目を向けています。地域の皆さんと一緒に活動していけたらと思っています。



【お問い合わせ先】

大潟村 福祉保健課 福祉班 TEL : 0185-45-2114 FAX : 0185-45-2162